

社会福祉法人三つ和会 秦川愛児園 管理運営規程

第1章 総則

(総則)

第1条 社会福祉法人三つ和会が設置経営する秦川愛児園（以下「愛児園」という。）の管理運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(愛児園の目的および保育理念（事業運営方針）等)

第2条 愛児園は、保育を必要とする乳幼児を受け入れ、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の保育を行うことを目的とする。

2. 愛児園は、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準の定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 愛児園の保育理念（事業運営方針）は、次のとおりとする。

子どもたちが将来どんな困難に出合っても、旺盛な自立心をもって挑戦し開拓し、その中から自分の生きていく意味や価値を見出してくれるような人間に成長してくれるよう、思考力、創造力、忍耐力、意欲、思いやりという内面の成長を重視して保育をすすめ、保護者や地域に信頼される保育園を目指す。

4. 愛児園の保育方針は、次のとおりとする。

- 自立の芽を大切にし、子ども自身の能力や個性を十分に発揮させる。
- 発達過程を自分で体験し、乗り越えていくよう子どもに自由を与える。

5. 愛児園の保育目標は、次のとおりとする。

- 何でもおいしく食べ、裸や裸足で元気に遊べる子になろう。
- 自分で遊びを見つけ、考え工夫して取り組む子になろう。
- 生活力が豊かで困難にもくじけず、新しく開拓していく子になろう。

第2章 職員

(職員の職種、員数および職務内容)

第3条 愛児園が保育を行うにあたり配置する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所児数により変動することがある。

(1) 園長 … 1名

園長は、愛児園の運営管理全般および職員の指揮監督

(2) 主任保育士 … 1名

主任保育士は、園長を補佐するとともに保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、特別行事計画の作成指導、保健衛生に関する計画策定と指導、給食業務の監督

(3) 保育士 … 児童福祉法に定める配置基準に準ずる員数以上

保育士は、入所児の保育業務と保護者との連絡調整および遊具の安全点検

(4) 調理員 … 2名以上

調理員は、給食調理員業務、献立表の作成整理および炊具食器の整備保管

(5) 事務職員 … 必要に応じて1名

事務職員は、愛児園の運営管理に必要な事務処理、契約事務および経理事務

(6) 嘱託医 … 内科医、歯科医 各1名

嘱託医は、入所児の健康診断、入所児ならびに職員の健康相談、園舎の衛生管

理に関する助言指導

2. 施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱの交付を受ける場合は、処遇改善加算Ⅱの加算要件（以下「加算要件」という）の定めに基づき、前項の保育士、調理員、事務職員の中から次の職務者を配置（任命）する。なお、員数は加算要件の定めに基づきとする。
 - （1）副主任保育士（概ね7年以上の経験年数を有するとともに、加算要件の3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者）
 - （2）専門リーダー（概ね7年以上の経験年数を有するとともに、加算要件の4つ以上の専門分野研修を修了した者）
 - （3）職務分野別リーダー（概ね3年以上の経験年数を有するとともに、加算要件の1つ以上の専門分野研修を修了した者）
3. 理事長が必要と認めたときは、本条1項の職員以外の職員を置くことができる。

第3章 保育を行う日および時間等

（保育を行う日および行わない日）

第4条 保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。

2. 愛児園の保育を行わない日（休業日）は、次のとおりとする。
 - （1）日曜日
 - （2）国民の祝日に関する法律に規定する日
 - （3）年末年始（12月29日から1月3日まで）
 - （4）その他理事長が必要と認めた日
3. 園長が保育上の必要、またはやむを得ない事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日に保育を行うことがある。
4. 非常災害その他急迫の事情があると園長が認めた場合は、臨時休業することがある。

（開園時間と保育を行う時間）

第5条 愛児園の開園時間は、午前7時30分から午後7時までとする。ただし、特段の事情等により開園時間を変更する必要があると園長が認めた場合は、保護者に事前に通知することによりその期日またはその期間、開園時間を変更することができる。

2. 前項の開園時間において、保育を行う時間は次のとおりとする。
 - （1）保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、前項のうち午前7時30分から午後6時30分までの保護者が保育を必要とする時間。
 - （2）保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、前項のうち午前8時から午後4時までの保護者が保育を必要とする時間。
 - （3）時間外の保育時間（延長保育）は、前項のうち
 - （1）または（2）に規定する時間を超えて保護者が保育を必要とする時間。

第4章 定員等

（認可定員）

第6条 愛児園の認可定員は、80名とする。

（利用定員）

第7条 愛児園の利用定員（入所児数）は70名とし、子ども・子育て支援法第19条第2号並び

に第3号に該当する認定区分（年齢）別の利用児童数は、次のとおりとする。

- (1) 2号認定（5歳児） … 14名
- (2) 〃 （4歳児） … 14名
- (3) 〃 （3歳児） … 13名
- (4) 3号認定（2歳児） … 12名
- (5) 〃 （1歳児） … 12名
- (6) 〃 （0歳児） … 5名

2. 前項のそれぞれの利用定員数にかかわらず実際の入所児数は、年度毎の入園申請数に応じて変動する。

第5章 保育等の内容

（保育の内容）

第8条 愛児園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）および保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を行う。

（保育の適正）

第9条 児童の生活指導について常に楽しく規則正しく生活の習慣をつけるよう留意し、身体の諸機能知能・情操意志が正常に発達していくように努め、これを児童票に記録し、保育の適正を期さなければならない。

（給食）

第10条 給食はできるだけ変化に富んだ献立とし、入所児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 2. 前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法については、栄養ならびに入所児の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3. 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

（健康管理）

第11条 園内の清潔を常に保持し、入所児の健康に留意し、入所時の健康診断および少なくとも毎月1回以上の発育検査と毎年2回以上の健康診断を行い記録し、特に注意を要する入所児については、必要な処置をしなければならない。

- 2. 入所児の給食について、その熱量・成分・味覚等に注意し、栄養の向上を図るよう努めなければならない。
- 3. 入所児の疾病・傷病等で特に急を要するときは、緊急に医療機関に輸送し手当を加えるとともに、速やかに保護者に連絡をする。また、その内容等により必要にと認められるものに関しては、公的な関連機関にも連絡を行う。
- 4. 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。
なお、乳児担当保育士にあたっては、毎月検便を実施するものとする。

（園児の生活）

第12条 構造設備は、採光、換気等入所児の保健衛生を考慮したものとするとともに、危険防止に十分な処置を講じなければならない。

2. 入所児の使用する居室、便所、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保たなければならない。
 - (1) 居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒すること。
 - (2) 食器等は、使用後よく洗い、十分に消毒すること。
3. 愛児園は、必要に応じて関係者や地域の協力を得て、入所児の生活環境の整備ならびに改善に努めなければならない。

第6章 利用者負担その他の費用等

(保育料等)

第13条 愛児園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2. 第5条の2項の(3)の時間外の保育時間（延長保育）を利用する入所児に関しては、前項の保育料とは別に、その費用（延長保育料）を愛児園に支払うものとする。なお、その費用（延長保育料）は、利用を開始する前に説明を行い、当該保護者の承諾を得るものとする。
3. その他の費用として、次のとおりの愛児園の保育の提供における便宜に要する費用等については保護者から徴収（集金）することができる。また、保護者からの徴収に関しては、事前に周知するものとする。
 - (1) 保育教材および資材等の代金
 - (2) 行事等における負担額
 - (3) 写真代金
 - (4) 傷害保険等の負担額
 - (5) その他、愛児園の保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの

第7章 保育所の利用に関する事項

(利用の開始に関する事項)

第14条 愛児園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

2. 前項の規定に関わらず定員に余裕のある場合は、その他の児童を私的契約児として入所（利用の開始）させることができる。
3. 前項により入所した児童の保護者は、保育に要する費用の全額を負担しなければならない。

(利用の終了に関する事項)

第15条 愛児園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 2号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (4) その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき
2. 第14条第2項の規定による入所児に関しては、特別な事由により引き続き保育する必要が無いと認めたときは退所（利用の終了）させることができる。

第8章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第16条 愛児園の職員は、保育を行っているときに、入所児に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに入所児の保護者に連絡をするとともに、必要な場合には嘱託医または入所児の主治医に連絡する等、必要な措置を講ずる。

2. 保育の提供により事故が発生した場合は、入所児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。また、事故の内容等により必要と認められるものに関しては、公的な関連機関に連絡する。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第17条 園長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所児の安全に対して万全を期さなければならない。

2. 前項の訓練のうち、避難訓練および消火訓練については少なくとも毎月1回行うものとする。

第10章 虐待の防止等

(人権擁護および虐待防止)

第18条 園長は、入所児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第11章 管理および運営に関する重要事項

(秘密保持)

第19条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 園長は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所児またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情対応)

第20条 愛児園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理（解決）委員会を設置し苦情に対して必要な措置を講じる。

2. 苦情処理（解決）委員会の運営に関しては「苦情処理（解決）委員会規程」を別に定める。
3. 苦情を受け付けた場合は、速やかに事実調査を実施するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行うものとする。

(保護者との連絡)

第21条 愛児園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、入所児の成長、栄養状態等および愛児園の運営について保護者の協力を得るものとする。

(地域との交流)

第22条 愛児園は常に地域との交流に努め、愛児園に対する理解と協力を得ることにより、児童が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

第12章 雑則

(その他の事項)

第23条 この規程に定めるもののほか、愛児園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。

(改正)

第24条 この規程を改正するときは、社会福祉法人三つ和会 理事会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成26年 4月 1日 一部改定

平成29年 1月20日 一部改定

平成31年 4月 1日 一部改定